

小野市 65歳以上のみなさんへ 介護保険のしおり

保険料の支払いが65歳から変わります。
保険料のお支払いは口座振替をおすすめしています。

介護保険は、社会全体で高齢者を支える仕組みとして、決められた介護保険料を納め、その介護保険料と税金を財源とすることで、介護が必要になったとき、費用の原則1割を負担するだけで様々な介護サービスを受けることができる制度です。

介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように**保険料は必ず納めましょう。**

1 介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、その「基準額」に所得等に応じた率をかけて段階的に決まります。

2 保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。
▶65歳になる年度の保険料について

65歳

【例】10月に65歳になった方

10月から翌年3月までの分を、3月までの6回の納期に分けて「介護保険料」として口座振替(もしくは納付書)で納めます。
(納期限は原則として毎月月末)

10月 11月 12月 1月 2月 3月

10月～翌年3月分を、3月末までの納期に分けて納めます。

3 65歳以上の方の介護保険料の納め方

年金が年額18万円未満の方は、口座振替(もしくは納付書)で納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って小野市指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月(1~2ヶ月)や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合等は、納付書で納めていただきます。

※納付書納付の方は、小野市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納付してください。

※なお、年金が年額18万円以上の方は、65歳になってから半年~1年後に、年金から天引く方法に切り替わります。(特別徴収)

※小野市指定の金融機関(口座振替のできる金融機関)

- 三井住友銀行 各支店
- 但馬銀行 各支店
- みなと銀行 各支店
- 姫路信用金庫 各支店
- 播州信用金庫 各支店
- 日新信用金庫 各支店
- 兵庫県信用組合 各支店
- 中兵庫信用金庫 各支店
- 兵庫みらい農業協同組合 各支店
- 近畿2府4県内の各ゆうちょ銀行、郵便局(順不同)

※申し込みをされてから最初に振り込みができるまで、1~2か月かかります。
(口座振替開始通知書を送付します。) **それまでは納付書で納めてください。**

4 介護保険料段階とその額

①に記載した「基準額」をもとにみなさんの所得等に応じて、段階的に決まります。(以下のとおり)

2024・2025・2026年度 介護保険料

所得段階	保険料率	月額保険料	年額保険料	対象者
第1段階	0.285	¥1,710	¥20,520	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	0.485	¥2,910	¥34,920	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	0.685	¥4,110	¥49,320	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階	0.90	¥5,400	¥64,800	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階(基準額)	1.00	¥6,000	¥72,000	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階	1.20	¥7,200	¥86,400	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	¥7,800	¥93,600	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	¥9,000	¥108,000	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	¥10,200	¥122,400	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	1.90	¥11,400	¥136,800	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	2.10	¥12,600	¥151,200	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	2.30	¥13,800	¥165,600	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	2.40	¥14,400	¥172,800	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人

※課税年金収入額とは

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことを指します。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは除きます。

介護保険に関するお問合せは

小野市 市民福祉部 高齢介護課 住所：兵庫県小野市中島町531
TEL：0794-63-1509(直通) 0794-63-1000(代表)